

業務委託契約書（案）

公益財団法人沖縄県建設技術センター理事長（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結し、信義に従いこれを履行する。

1. 契約名：公益財団法人沖縄県建設技術センターWEBサイトリニューアル業務委託
2. 履行期間：令和7年3月 日～令和7年 月 日まで（135日間）
4. 契約金額：委託料総額 円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円）
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
5. 消費税率の改定に伴う留意事項
本契約において、契約期間中途に消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議うえ、改正後の税率により定めるものとする。
6. 契約保証金： 円 or 免除

（総則）

第1条 乙は、別紙、公益財団法人沖縄県建設技術センターWEBサイトリニューアル業務委託仕様書等（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の契約金額をもって公益財団法人沖縄県建設技術センターWEBサイトリニューアル業務委託（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、委託業務を以下に定め、法令等を遵守し、適正に遂行するものとする。
（1） 委託業務の内容等については、仕様書のとおりとする。
2 前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（著作権）

第3条 委託業務の実施にあたって作成される成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前から有していた既存の著作権を利用しているものについては、乙に帰属するものとし、乙は甲に対し無償で利用を許諾するものとする。
2 乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(権利義務等の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、契約の履行に際し作成した成果物等（未完成の書類及び契約を履行するにあたり得られた記録等を含む。）を、甲の承諾なく、第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、一部を委託する場合において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務責任者)

第6条 乙は、委託業務の統括を行う業務責任者を定め、甲に通知するものとする。業務責任者を変更した場合も同様とする。

(器材等費用)

第7条 委託業務の実施に必要な器材、移動等にかかる費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第8条 乙又は乙の指示に基づいて納入、サポート等の業務に従事するものは、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 前2項に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。

(1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。

(2) 既に保有しているもの。

(3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。

(4) 書面により開示を承諾されたもの。

4 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはそれに従うものとする。

5 本条の規定は本契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(取得した個人情報の管理)

第9条 乙は、業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む））については、善良な管理者の注意をもって管理し、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、

乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(セキュリティポリシーの遵守)

第10条 乙は、本契約の履行に際し、沖縄県建設技術センター情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、業務に先立ち、責任者以下、従業員に対し情報セキュリティポリシーについて教育を実施しなければならない。

(委託業務の調査報告)

第11条 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して委託業務の実施状況については報告を求め、又は調査を行うことができる。

(業務内容の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ちきることができる。この場合において契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。損害額については甲乙協議して決める。

(業務完了報告及び検査)

第13条 乙は、仕様書に定める成果物（関連する資料を含む。）について、甲の定める期限までに甲に納入しなければならない。

2 乙は、業務の完了にあたっては、速やかに最終成果物に業務完了報告書を添付して甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに検査を行い、検査に合格したときはその旨を乙に通知するものとする。

4 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了後に、第2項の規定を適用する。

5 第3項の規定により検査に合格したときをもって業務の完了とみなすものとする。

(委託料の請求および支払い)

第14条 乙は、前条第2項の規定による検査が終了したときは、甲に対し契約金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は自己の理由により料金の支払いを遅延した場合、乙に対して前項の期間満了の翌日から支払の日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

(労働関係法の遵守)

第15条 乙は、労働基準法や最低賃金法等労働関係法を遵守すること。

(損害賠償)

第16条 受注者は、この契約の履行にあたり、故意又は過失により、甲（甲の管理下にある者を含む。）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第1項に規定する損害を受けたときは、損害が発生した日から起算して7日以内に書面により乙に通知しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 委託業務の執行に際し、第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責に帰すべき事由による場合のみ甲の負担とする。

(賠償の免責)

第18条 乙は、本契約において下記の場合について責任を負わないものとする。

- (1) 甲の故意、過失または不適正な使用により甲の業務に生じた損害。
- (2) 天地災害、火災、盗難、その他不可抗力により本サービスの履行が不可能な場合。
- (3) 天地災害または甲の責に帰すべき理由による乙の責に帰さないデータ損失等の損害。

(甲の解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

この場合において、乙は損害賠償金として未済額分の100分の10を甲に納入しなければならない。

- (1) その責に帰すべき事由により、業務が遂行できないと明らかに認められるとき。
 - (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
 - (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
 - (4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。
 - (5) 第4条及び第5条の規定に違反したとき。
 - (6) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
 - (7) 前5号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(乙の解除権)

第20条 乙は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第12条に基づき業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完成することが不可能になったとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合は第12条第2項の規定を準用する。

(契約不能の場合の処理)

第21条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、委託料の支払いを免れるものとする。

(暴力団排除等に関する契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実施的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び最受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第25条 甲は、前条までに規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第26条 乙は、委託業務の執行の際に知り得た事項については、他人に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第27条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(契約事項・契約外事項についての疑義)

第28条 この契約事項及び契約外事項について疑義が生じた場合、必要に応じて甲乙協して定める。

(個人情報の保護)

第29条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者の記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 委託者

住 所 那覇市寄宮1丁目7番13号
名 称 公益財団法人沖縄県建設技術センター
氏 名 理事長

(乙) 受託者

住 所
名 称
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 受注者は、管理技術者において安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受注者は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 受注者は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により発注者に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 受注者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

- 3 受注者は、発注者の書面による承諾により、再委託する場合は、発注者が受注者に求める個人情報保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。
- 4 受注者は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、受注者と再委託先との契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。
- 5 受注者は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第 12** 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、発注者の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 発注者の承諾を得て再委託をした場合には、受注者は発注者の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
 - 3 受注者は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 受注者は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 5 受注者は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
 - 6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

- 第 13** 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。
- 2 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

- 第 14** 受注者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、発注者に報告し、発注者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 受注者は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、発注者に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。